

# 最新の非常用放送設備をご提案いたします

消防法改正に対応した最新の非常用放送設備をご利用いただくことで安心・安全な施設運営が行えます。  
ご用途、防火対象物の規模に応じた2タイプからお選びいただけます。  
詳しくは個別カタログをご覧ください。カタログのご請求は下記営業所までお願いいたします。

## ラック形

**EL-3151**  
型式: EL-3151シリーズ (中型) 31U

**EL-3201**  
型式: EL-3201 シリーズ (大型) 42U

消防法施行規則による  
**音声警報対応**  
**第2タイマー対応** **緊急地震放送対応**

日本消防検定協会認定品  
認許放第26~11~2号

- 多言語放送(日/英/中/韓)に標準対応
- 型式の最大構成が12000Wまで対応
- 最大回線数200回線
- 自動点検機能搭載

## 壁掛形

**EWA-010A**  
型式: EWA-010Aシリーズ (10回線)

**EWA-020A**  
型式: EWA-010A シリーズ (20回線)

消防法施行規則による  
**音声警報対応**  
**第2タイマー対応**

日本消防検定協会認定品  
認許放第20~11~1号

※緊急地震放送の優先放送には対応しておりません。

- 60W~360Wまでラインアップ
- 内蔵されたマイコンで自己診断可能

ラック形  
非常用放送設備  
カタログ



ダウンロード

壁掛形  
非常用放送設備  
カタログ



ダウンロード

# UNI-PEX

非常用放送設備

## 非常用放送設備入れ替えのご提案



日本電音(株)は国際規格  
**ISO 9001**  
**14001** の認証登録企業です。

- 登録機関: (財)日本品質保証機構(JQA)
- 認証範囲: 業務用拡声機器・音響機器の設計・開発・製造  
および付帯サービス(引取り修理、部品の供給)
- 登録証番号: JQA-QM3324(ISO9001)、JQA-EM3752(ISO14001)



JQA-QM3324  
ISO9001認証  
製造元 日本電音(株)



JQA-EM3752  
ISO14001認証  
製造元 日本電音(株)

**ご使用の際のお願い**  
正しく安全にお使いいただくため、ご使用前に必ず「取扱説明書」と「安全上のご注意」をよくお読みください。

### お客様相談センター

**0120-56-5245** (通話料無料) 受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

携帯電話からのご利用は、  
**072-855-3334** (通話料がかかります)

商品の内容・組合せ・設置方法などの技術的なお問い合わせにお答えします。  
価格・在庫・修理、カタログのご請求は、最寄りの営業所または取扱店へお申し付けください。

### ホームページアドレス

<https://www.unipex.co.jp>

## UNI-PEX make you happy.

札幌営業所 TEL (011)733-2101 (代) 〒065-0016 札幌市東区北十六条東13-1-7-101 FAX (011)733-2103	名古屋営業所 TEL (052)871-1671 (代) 〒466-0051 名古屋市中区和区御器所 1-3-29 FAX (052)872-4128
仙台営業所 TEL (022)232-1295 (代) 〒984-0015 仙台市若林区卸町 3-6-11 FAX (022)232-1297	大阪営業所 TEL (06)6632-2855 (代) 〒556-0005 大阪市浪速区日本橋 4-2-7 FAX (06)6644-1624
東京営業所 TEL (03)3821-3721 (代) 〒110-0008 東京都台東区池之端 2-3-17 FAX (03)3827-5423	高松営業所 TEL (087)868-1181 (代) 〒760-0079 高松市松岡町 1030-6-203 FAX (087)868-1331
横浜事務所 TEL (045)326-4476 (代) 〒220-0023 横浜西区平沼 1-33-21 FAX (045)326-4486	広島営業所 TEL (082)535-5511 (代) 〒733-0032 広島市西区東観音町 17-10 2F FAX (082)535-5513
新潟営業所 TEL (025)287-3611 (代) 〒950-0922 新潟市中央区山ニツ 3-17-6 FAX (025)287-3613	福岡営業所 TEL (092)721-5000 (代) 〒810-0074 福岡市中央区大手門 3-9-15 FAX (092)721-5089
金沢営業所 TEL (076)240-4577 (代) 〒920-0362 金沢市古府 1-77-11 FAX (076)240-6737	鹿児島営業所 TEL (099)250-0220 (代) 〒890-0052 鹿児島市上之園町 8-12 FAX (099)257-3327
静岡営業所 TEL (054)238-1446 (代) 〒422-8037 静岡市駿河区下島 152-5 FAX (054)238-1453	営業推進課 TEL (06)6636-2530 (代) FAX (06)6647-8019

お問い合わせは下記取扱店へ

2025年6月現在

本カタログの表示価格は消費税抜きの価格となりますので別途、  
所定の消費税が課税されます。

本カタログに記載の価格及び仕様・外観は製品の改良のため予告なく変更することがあります。  
なお、価格には取り付けのための工事費などは含まれておりません。  
●カタログと実際の商品の色とは印刷の関係で多少異なる場合があります。



日本電音(株)は品質環境マネジメント  
システムの認証企業です。

製造元 日本電音株式会社 発売元 ユニペックス株式会社  
本社/CS課 〒573-1132 大阪府枚方市招提田近3-6 TEL (072)855-3334 (代)

<https://www.unipex.co.jp>

# 非常用放送設備の品番・製造年をご確認ください

非常用放送設備は使用頻度に限らず徐々に劣化・磨耗が進行しています。万一の時に本来の性能を発揮できないことがないよう推奨更新期間や部品供給期限をご確認いただき、入れ替えをご検討ください。また、裏面にあります最新の非常用放送設備は右記の消防法改正に対応していますので、今後も安心して使用することができます。



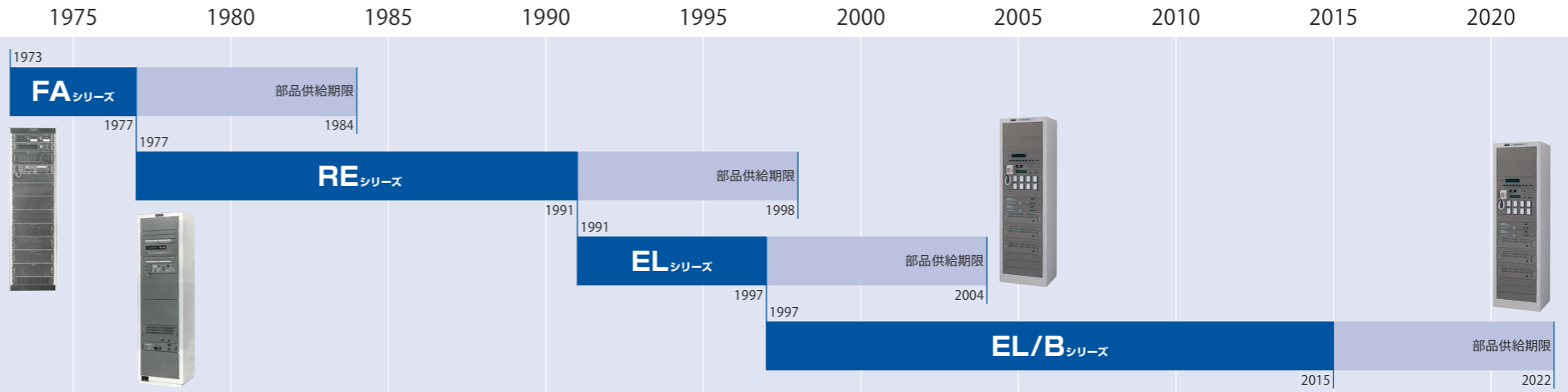
※(社)電子情報技術産業協会「既設の非常用放送設備の更新について」参照。



※部品供給期限は目安となります。部品によって異なります。

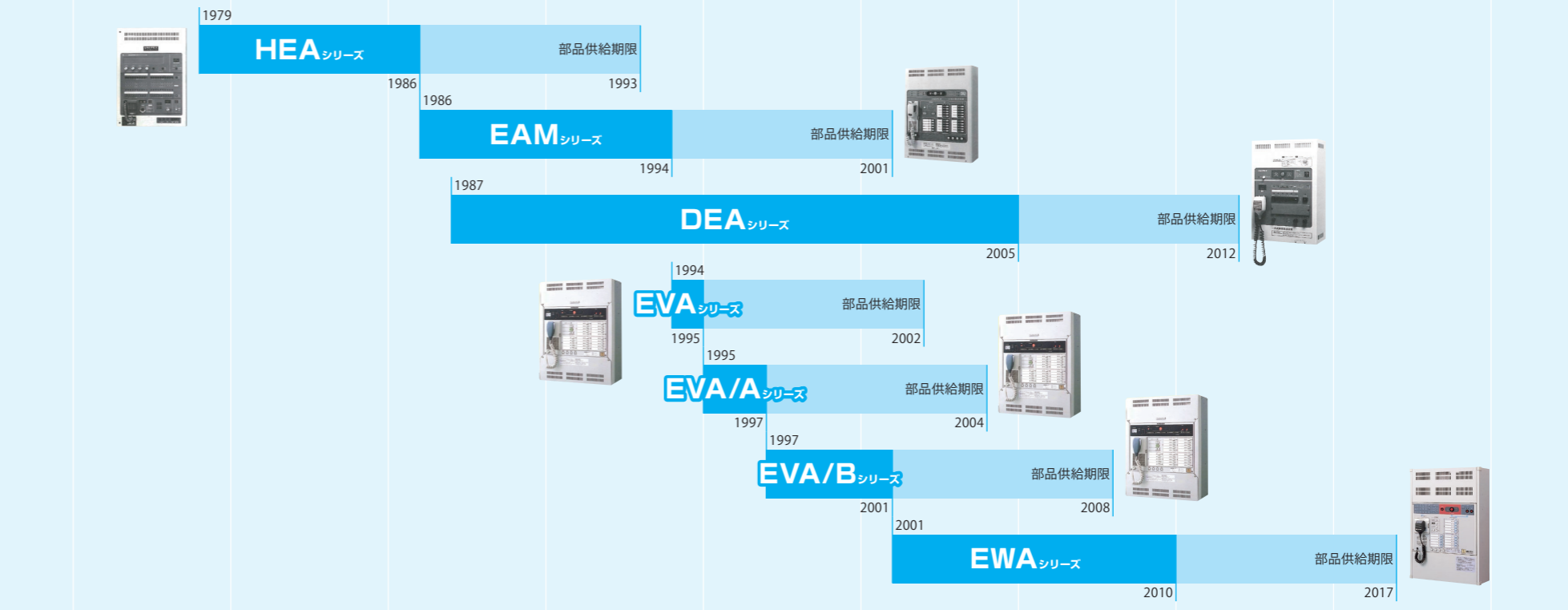
## ラック形

シリーズ	品番	発売年	終了年	部品供給期限
FAシリーズ	FAL-319, FAM-139	1973	1977	1984
REシリーズ	REL-040223/R, REM-040223/R	1977	1991	1998
ELシリーズ	EL-2000, EL-2001, EL-1522, EL-2022	1991	1997	2004
EL/Bシリーズ	EL-1522B, BEL-2022B	1997	2015	2022



## 壁掛形

シリーズ	品番	発売年	終了年	部品供給期限
HEAシリーズ	HEA-0610, -1210, -1215, -2020	1979	1986	1993
EAMシリーズ	EAM-0610, EAM-0615, EAM-0620	1986	1994	2001
	EAM-1210, EAM-1215, EAM-1220	1986	1994	2001
DEAシリーズ	EAM-2410, EAM-2415, EAM-2420	1986	1994	2001
	DEA-0605	1987	2005	2012
EVAシリーズ	EVA-0610, EVA-0620	1994	1995	2002
	EVA-1210, EVA-1220	1994	1995	2002
EVA/Aシリーズ	EVA-2410, EVA-2420	1994	1995	2002
	EVA-0610A, EVA-0620A	1995	1997	2004
EVA/Bシリーズ	EVA-1210A, EVA-1220A	1995	1997	2004
	EVA-2410A, EVA-2420A	1995	1997	2004
EVA/Bシリーズ	EVA-0010B, EVA-0020B	1997	2001	2008
EWAシリーズ	EWA-010, -010R, EWA-020, -020R	2001	2010	2017



## 卓上形

シリーズ	品番	発売年	終了年	部品供給期限
TRTシリーズ	TRT-119	1973	1975	1982
UFシリーズ	UF-69R, UF-129RN	1975	1979	1986
	UF-39, UF-69, UF-129N	1975	1979	1986
EAシリーズ	EA-0610, EA-1210	1982	1990	1997



## これまでの消防法改正

これらの消防法改正に対応した最新の非常用放送設備は裏面へ

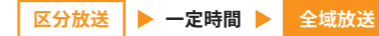
### 消防法改正① 音声警報

よりの確な避難誘導のため平成6年(1994年)に、消防法施行規則および非常警報設備基準の一部改正が行われ、サイレン式から「音声警報機能付」非常用放送設備の基準が設けられました。



### 消防法改正② 第2タイマー

平成9年(1997年)に非常警報設備の区分鳴動方式の見直しなど、消防法施行規則の一部改正が行われ、火災区分に警報が発せられ一定時間が経過した場合、全区域に再度警報を発することが定められました。



### 消防法改正③ 緊急地震放送

近年は非常放送だけでなく、緊急地震速報などの緊急放送に対する関心も高まってきました。平成21年(2009年)に消防法が改正され、非常放送よりも優先して緊急地震放送が可能となりました。



## 関連機器も点検してください

蓄電池やスピーカー・マイクなどの関連機器も徐々に劣化・磨耗が進みます。特に蓄電池は停電時に10分以上放送することができるよう義務付けられています。また、スピーカーやマイクも異常がないか点検することをお勧めします。



※(社)電子情報技術産業協会「既設の非常用放送設備の更新について」参照。

